

## 海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）に規定する海区漁業調整委員会の委員（以下「海区委員」という。）の選任等に関し、法及び法施行規則（昭和25年農令第16号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 法第139条第1項の規定に基づく海区委員の推薦及び募集は、次の各号によるものとする。

- (1) 法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者（以下「漁業者等」という。）からの推薦
- (2) 漁業者が組織する団体からの推薦
- (3) その他の関係者からの推薦
- (4) 募集

(推薦を受ける者及び応募する者の資格)

第3条 前条の推薦を受ける者及び応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、法第138条第4項各号及び次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 北海道議会議員である者
- (2) 北海道職員である者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(推薦手続等)

第4条 第2条の推薦をする者は、次の事項を記載した書類（海区漁業調整委員会委員候補者推薦書：別記様式1）を海区の区域内を所管する総合振興局長又は振興局長を経由して、知事に提出するものとする。

- (1) 個人が推薦する場合、推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢  
(複数名による推薦の場合は、連名とする。)
- (2) 法人又は団体が推薦する場合、推薦をする者の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者が、漁業者等に該当するか否かの別
- (5) 推薦を受ける者が、法第138条第7項の資源管理及び漁業経営に関する学識経験（以下「学識経験」という。）を有しているか否かの別並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関する利害関係（以下「利害関係」という。）を有しているか否かの別
- (6) 推薦の理由
- (7) 推薦を受ける者の同意

(8) その他知事が必要と認める書類

(募集手続等)

第5条 募集に応募する者は、次の事項を記載した書類（海区漁業調整委員会委員候補者応募申込書：別記様式第2号）を海区の区域内を所管する総合振興局長又は振興局長を経由して、知事に提出するものとする。

(1) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

(2) 応募する者が、漁業者等に該当するか否かの別

(3) 応募する者が学識経験を有しているか否かの別及び利害関係を有しているか否かの別

(4) 応募の理由

(5) 応募する者の同意

(6) その他知事が必要と認める書類

(推薦及び募集の方法)

第6条 推薦及び募集に関する必要事項は、北海道のホームページ又はその他適宜の方法により周知する。

(推薦及び募集の期間)

第7条 推薦及び募集を行う期間は、概ね1ヶ月間とする。

(推薦及び応募状況の公表)

第8条 知事は次に掲げる事項について、推薦及び募集の期間の中間及び当該期間終了後、遅滞なく北海道のホームページで公表するものとする。

(1) 推薦を受けた者及び募集に応じた者（以下「候補者」という。）の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業の状況

(2) 候補者の数及びそのうちの漁業者等の数

(推薦及び募集の期間の延長等)

第9条 知事は第7条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、2週間を限度に、同項に規定する期間の延長を行うものとする。

(1) 候補者の総数が海区委員の定数に満たないとき

(2) 漁業者等の候補者が海区委員の定数の過半数に満たないとき

(3) 学識経験を有する者及び利害関係を有しない者が、候補者に含まれていないとき

2 前項の期間を延長しても、同項各号のいずれかに該当するときは、知事は、総合振興局長又は振興局長に、候補者の推薦の依頼その他必要な措置を講じるものとする。

(評価委員会の設置等)

第10条 知事は、第2条の規定に基づく推薦又は募集に応じた者から海区委員の候補者を選定するに当たり、海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。なお、評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

2 評価委員会は、候補者を評価したときは、その評価結果及び意見を知事に報告するものとする。

(候補者の選定)

第11条 知事は、候補者を選定するときは、評価委員会の意見を尊重するほか、漁業者等が、海区委員の定数の過半数を占め、かつ、学識経験を有している者のうち、資源管理の学識を有する者及び漁業経営の学識経験を有する者それぞれ1名以上（一人の者が、資源管理及び漁業経営の学識経験を有している場合は、その者を含めた1名以上。）並びに利害関係を有しない者が1名以上含まれるようにしなければならない。

2 知事は、学識経験を有する者の候補者に、漁業者等を選定することはできない。

3 知事は、評価委員会の評価及び意見の結果、候補者として選定しないことで、第9条1項に掲げる各号に該当する場合、第9条の規定を準用し委員候補者の推薦及び募集を求める。

(委員の任命)

第12条 知事は、前条で選定した候補者について、北海道議会の同意を得て海区委員に任命し、辞令を交付するものとする。

(委員の補充)

第13条 知事は、海区委員に罷免、失職又は辞任により欠員が生じることで、海区漁業調整委員会の運営に重大な支障が生じる場合や、漁業者等の委員が過半数を割った場合若しくは学識経験を有する委員並びに利害関係を有しない委員が欠けた場合は、速やかに海区委員を補充するものとする。

2 前項の場合において、第2条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

〇〇海区漁業調整委員会委員候補者推薦書

北海道知事 様

海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱第4条の規定により、次の者を〇〇海区漁業調整委員会委員の候補者として推薦します。

住所

氏名

印

※個人の場合は代表者、法人・団体は組織名・代表者を記入

1 推薦を受ける者

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所			
生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
電話番号			
職業			
経歴	期間	事項（学歴・職歴・職名・役職名等）	
漁業者又は 漁業従事者	該当する ・ 該当しない		
漁業の状況 (漁業従事の状況)	漁業種類 使用漁船 年間従事日数		
学識経験	有 ・ 無 （ 資源管理 ・ 漁業経営 ）		
利害関係	有 ・ 無		

## 2 推薦の理由

--

## 3 推薦をする者（個人）※2人目からは【別紙】に記載ください。

ふりがな	
氏名	
住所	
生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）
電話番号	
職業	

## 3 推薦する者（法人・団体）

ふりがな	
名称（法人・団体名）	
代表者氏名	
電話番号	
設立目的	
構成員たる資格その他性格を明らかにする事項	

#### 4 推薦を受ける者の同意

(あて先) 北海道知事

- (1) ○○海区漁業調整委員会委員の候補者として、推薦を受けることに同意します。
- (2) 募集要項に掲げる資格を満たしており、本申込書に記入した内容は事実と相違ありません。
- (3) 北海道が申込書に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会することに同意します。
- (4) 漁業法第139条第2項及び農林水産省令第45条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、この推薦に関する情報を公開することを同意します。

年 月 日

氏名 (自署)

印



年 月 日

〇〇海区漁業調整委員会委員候補者応募申込書

北海道知事 様

住所  
氏名

印

海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱第5条の規定により、次のとおり海区委員に応募します。

1 応募する者

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所			
生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
電話番号			
職業			
経歴	期間	事項（学歴・職歴・職名・役職名等）	
漁業の状況 (漁業従事者の状況)	漁業種類 使用漁船 年間従事日数		
漁業者又は 漁業従事者	該当する ・ 該当しない		

学識経験	資源管理 ・ 漁業経営	有 ・ 無
利害関係	有 ・ 無	

## 2 応募の理由

## 3 応募する者の同意

(あて先) 北海道知事

- (1) ○○海区漁業調整委員会委員に応募します。
- (2) 募集要項に掲げる資格を満たしており、本申込書に記入した内容は事実に相違ありません。
- (3) 北海道が申込書に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会することに同意します。
- (4) 漁業法第139条第2項及び農林水産省令第45条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、この応募に関する情報を公開することを同意します。

年 月 日

氏名 (自署)

印

